

障発0523第2号  
令和元年5月23日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「精神保健法による措置入院者の費用徴収額の認定の取扱いについて」  
の廃止について

「精神保健法による措置入院者の費用徴収額の認定の取扱いについて」(昭和  
63年11月18日健医発第1326号厚生省保健医療局長通知)は、令和元年5月31  
日をもって廃止する。